

「シンポジウム」

「台湾史研究の軌跡と展望」 研究集会に参加して

水 野 保

夏になると台湾へ向かうのが日課になっていた一〇数年間、台湾総督府文書の目録作りは楽しい経験でした。明治期が完成するまでの期間、お手伝いをさせていただきました。私は東京都公文書館で近代期の公文書目録を作成しておりまして、朝から晩まで目録作りに明け暮れる台湾生活も、仕事の延長のような感覚で過ごすことができました。

さて、研究集会では「初期の台湾総督府文書目録編纂事業について」と題したお話をさせていただきました。この目録を利用された方からは、詳しい内容の目録と言われることが多々ありました。これはチーム・リーダーである檜山先生のお考えによるところが大きいと思っております。この時代の我が国の公文書は、海外統治領も含めて、簿冊に編綴された保存形態が一般的です。作成された一件ごとの公文書原議類は、類似の内容があつめられる区分制度に従い、簿冊に編綴されています。表紙に続いて目次が付され、その後、個々の公文書が綴じ込まれています。

表紙に示された文言を採った目録を簿冊目録と呼び、目次または綴じ込まれた一件ごとの公文書内容を採った目録を内容目録とか件名目録と呼んでいます。

目録作成に掛かる時間を考えると、簿冊目録が最も短い時間で済みます。一簿冊一件で済みますから、一〇〇〇冊あれば一〇〇〇件の目録作りで終了となります。しかし簿冊目録では、簿冊を出納することは可能になりますが、綴じ込まれた一件ごとの内容までは判りません。ですから、利用者は大量の簿冊を出納し、一簿冊一簿冊ごとにその内容を調べていかなければなりません。利用者には、大変な手間が掛かります。目次を採った目録ではどうでしょうか。目次に一〇〇件の内容が記されていたとします。この簿冊には一〇〇件の公文書原議類が綴じ込まれていることになり、それを書き出した目録が作成されることとなります。一〇〇件の目録が作成されます。前述のように一〇〇〇冊の簿冊目録は一〇〇〇件の目録ですが、一〇〇〇冊にそれぞれ一〇〇件の文書が綴じ込まれていた場合の件名目録は「一〇〇〇冊×一〇〇件＝一〇〇〇〇〇件」の件名目録となるのです。

更に考えなければならぬ問題があります。公文書の起案に際しては、業務の効率化のために、類似案件を一括処理している事例が散見されます。その場合、目次や公文書原議件名は、以下のように表記されます。「〇〇（人名）他〇〇人の昇任について」、「〇〇（学校名）他〇〇校の設置について」、「〇〇（鉱山名）他〇〇社の開発認可について」、「〇〇（地域名）他〇〇カ所の区域について」等々のような記載となっています。このレベルをただ採るだけの目録では、「他〇〇件」といった内容のものになってしまいます。結局利用者は、目録上で自らの目的文書を探ることができません。原本が台湾に行かなければ見られない状況でしたので、これは大きな欠点になってしまいます。そのため「他〇〇件」を見つけると、公文書本文内容を読んで「他〇〇件」を特定し、一点一点書き出していきました。時間は掛かりましたが、漏れなく詳細な目録が誕生しました。このような作業の結果、ある時代の

地名（字名まで含めて）や申請者名が記されている目録が誕生しました。ビックデータといったところでしょうか。

この目録が詳しいのは、実は一件一件の公文書内容に関してだけではないのです。私がこの事業に参加し始めた一九九〇年代にはメタデータと呼ばれ、現在はコンテキストデータと呼ばれている概念が含まれている点です。一件の公文書が生まれてくる前提として、それが作成された団体、団体内に設置された各組織、各組織に与えられた個別の業務内容（事務分掌）、意思決定方法、文書管理方法、文書保存方法、文書保存施設等々がルーIALIZEDされています。それらが前提となつて、ある組織である内容の文書が起案され、稟議制度を経たうえで決定権者の押印を受け、一件の文書内容が確定され、それに伴い事業が執行され、文書の重要度合いに基づく保存期間保存され、保存期間経過後に廃棄されていきます。そして重要度合いの最も高い文書は永年保存とされ、文書主管課の書庫で保存され、公文書館があればそこで保存されていきます。これらの流れは、ルーIALIZEDされたもので、単に一件の文書は一件の文書として存在しているのではなく、これらの諸ルールの下で作成され管理されているものなのです。公文書館界では、一件の文書が生まれてくるバックヤードをコンテキストデータと呼んでいます。これらの存在の上に、文書の真正性が保証されています。ただ単に東京都公文書館で保存されているから真正な公文書というのではなく、事務分掌に従った東京都の組織で職務上作成され、正当な決定権者の決裁を受け、文書管理規則にのっとりて保存され、同規則に基づいて東京都公文書館に移管されてきた文書だから真正な公文書と言えるのです。

台湾総督府文書目録では、これらコンテキストデータのうち、検索利用上欠かせない文書を作成した組織名や作成年、編纂区分制度である類別名が採られています。台湾総督府そのものの権能については、檜山先生が多くの論文で示しているつしやいます。また東山先生は、本目録作成時に新設された学習院大学大学院のアーカイブズ専攻

課程で学ばれ、「台湾総督府文書のアーカイブズ学的研究 近代公文書学の構築に向けて」で博士号を取得されましたが、同氏のお書きになっている諸論文は、台湾総督府文書のコンテキストデータを示していらっしゃると思います。中京大学社会科学研究所で作成している台湾総督府文書目録は、そんな先駆的な目録と言えると思っております。その様な事業に参加させていただき、且つ楽しませていただきましたことに感謝いたしております。

ところで、研究集会に参加された宇井隆さんからは、目録作成方針が変化する点が大変だったとのご発言がありました。同感です。目録作成業務の中心的存在だった宇井さんのご発言内容には重みがあります。まったくその通りだったのですが、長期間にわたる大事業では、よく起こる問題でもあります。前述した「他〇〇件」のような事例も、そのまま良いとする考え方もあります。原本が閲覧室の隣の書庫にある場合ならば、目録は簡略的に済ませても、確認が必要な場合が起これば隣室で確かめれば済むことです。台湾に出掛けないと原本確認ができない状況は、目録作成者にはかなりのプレッシャーになります。作成目録の利用価値を問われることにもなりかねません。使えない目録では意味がありませんから。とはいえ、作成方針を変えれば、過去に遡って採り直さなければなりません。より良い目録を作るためには、と思い直して採り直す時の気持ちは……、今となってはそれも楽しい思い出となっております。そんな際の宇井さんの「じゃー、やりましょう！」の一声が、我々の士気を鼓舞してくれていたことを、今改めて感じております。

本目録が、今後も多くの皆様にご活用いただけることを切に願っております。